

各位

手形・小切手の全面的な電子化に向けた関連商品・サービスの見直しについて

平素より山形第一信用組合をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

当組合では、「2026年度末までの手形・小切手の全面的な電子化」に向けた取り組みを一層後押しするため、下記のとおり手形・小切手に関連する商品・サービスの見直しを実施することといたしましたので、お知らせいたします。

手形・小切手の電子化にあたっては、お客さまとお取引先の双方でご対応いただく必要があります。移行までに相応の期間を要することも想定されますので、「振込」や「でんさい」等の代替手段サービスへの早期移行をお願い申し上げます。

当組合では、今後も社会情勢等の変化を踏まえながら、お客さまの多様なニーズにお応えできるよう、各種サービスの充実に努めてまいりますので、ご理解の程よろしくようお願い申し上げます。

記

1.商品・サービスの取扱い終了

(1) 当組合他店および他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱い

実施日	内容
2027年3月31日	お取引店以外の当組合本支店および他行を支払地とする手形・小切手の預金入金の取扱いを終了します。

(2) 手形・小切手の代金取立（手形割引）

実施日	内容
2027年3月31日	手形・小切手の代金取立（手形割引）の受付を全て終了します。 （既に、2027年4月1日以降が期日の手形・小切手の代金取立の受付は終了しております）

2.手形・小切手の最終振出期限の設定

実施日	内容
2026年9月30日	左記期限を設定します。実施日以降に振出された手形・小切手は当座預金から支払ができなくなります。

(注) 電子交換所は、2027年3月をもって手形・小切手の交換業務を廃止することを公表しました。2027年4月以降は手形交換による資金決済はできなくなります。

3.手形・小切手の主な代替手段

商品・サービス名	代替手段・サービス	
当座預金※	資金決済	無利息型普通預金（預金保険制度により全額保護）
手形	振込	ビジネスバンキング
	でんさい	でんさいネットを活用した手形に代わる決済サービス
	クレジットカード払い	当組合取扱いの法人カード
小切手	振込	ビジネスバンキング
	納税	e-Tax、eLTAX によるダイレクト納付
	税金・各種料金等の払込み	料金払込サービス〈Pay-easy〉
	現金のお引き出し	当座勘定払戻請求書（※2026年5月より取扱を開始します）
手形割引	資金調達	でんさい割引

※当座預金については、既に当座預金の口座をお持ちのお客さまは、引き続きご利用いただけます。

以上

《手形・小切手の電子化に向けた取り組み》

令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）	令和9年度（2027年度）
金融界の動き		<div style="font-size: 2em; font-weight: bold;">▶</div> 手形交換 不可
手形・小切手を振出しされるお客さま		
口座開設不可 ★当座預金の新規口座開設の受付の終了 令和7年11月(2025年11月)から		
手形帳・小切手帳の発行可能 令和8年4月1日まで	手形帳・小切手帳の発行不可 ★手形帳・小切手帳の発行受付の終了 令和8年4月2日(2026年4月2日)から	
	払出取扱開始 ★当座勘定払戻請求書による払出開始 令和8年5月(2026年5月)から	
手形・小切手の振出可能 令和8年9月(2026年9月)まで	手形・小切手の振出不可(最終振出期限の設定) ★振出日が令和8年10月1日(2026年10月1日)以降の手形・小切手は当座預金からの引落しができません。	
手形・小切手をお受け取りになるお客さま		
取立受付不可 ★令和9年4月(2027年4月)以降を期日とする手形の期日管理を伴う取立受付停止 令和7年11月(2025年11月)から		
【支払地:当店】 入金可能		
【支払地:当組合他支店・他行】 入金可能 令和9年3月(2027年3月)まで		入金不可
期日が令和9年3月までの手形・小切手の代金取立(手形割引)受付可能 令和9年3月末(2027年3月末)まで		受付不可